

平成二十一年七月三日受領
答弁第五九一号

内閣衆質一七一第五九一号

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に関する第三回質問に対する答弁書

一について

平成十八年九月である。

二及び三について

平成十八年以前にも照会を行っている。

四及び五について

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の別表に定める不健康地に所在する百十七の在外公館において照会を行った。

六及び七について

四及び五についてでお答えした在外公館からは、必ずしも照会を行った企業の名称・数のすべてについて報告を受けておらず、お尋ねの企業数についてお答えすることは困難である。

八について

照会の結果、現地と日本を往復する際の旅費を支給する企業及び現地と先進諸国を往復する際の旅費を

支給する企業の双方がみられた。

九について

お尋ねについては、外務省の部内で参考にする情報として照会しているからである。

十について

現時点では考えていない。